

進路指導からキャリア教育への移行期を迎えた学校教育

三村隆男

上越教育大学大学院助教授

一 キャリア教育の登場

キャリア教育が公の文書で初めて登場したのは、一九九九年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」においてである。答申には「キャリア教育（望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育）を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」とあり、職業観や勤労観の育成をもとに主体的な選択能力の育成を小学校段階から始めることを求めた。

キャリア教育が本格的に開始されたのはそれから五年後の二〇〇四年四月からである。文部科学省は「新キャリア教育プラン推進事業」の一環として、全国都道府県政令市の四五推進地域を指定し、小学校一〇校、中学校八六校、高等学校八〇校合計二七六校にて三年間にわたる実践研究を始めた。勿論、こうした枠組みに入らず独自にキャリア教育実践に着

手する学校や地域も急増している。しかし、キャリア教育を若年者の就業意識問題への対抗策としてのみ捉える傾向があることは否定できない。キャリア教育実践として、まず、職業理解や職場体験を想起するのは一般的であろう。本論では進路指導からキャリア教育への移行期を迎えた学校教育において、キャリア教育の意義を正確に把握することは今後の実践にとって不可欠と考え、わが国の学校から職業への移行理念のもとで行われた教育政策を辿りその意義に迫りたい。

二 学校教育におけるキャリア教育の成立過程

「進路指導の取組はキャリア教育の中核」⁽¹⁾とされるように、キャリア教育の本質は進路指導にあり、さらに進路指導は歴史的には職業指導に溯るのである。つまり、わが国におけるキャリア教育の端緒は職業指導の成立にあるといつてよい。

職業指導の学校教育への導入を文部省が最初に求めたのは、一九二七年、文部省訓令第二〇号「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」によつてである。その一文に「職業ニ関スル理解ヲ得シメ勤勞ヲ重ムズル習性ヲ養ヒ始メテ教育ノ本旨ヲ達成スルニ至ルモノナル」⁽²⁾との箇所がある。「職業ニ関スル理解ヲ得シメ勤勞ヲ重ムズル習性」の部分にキャリア教育で示される職業観、勤労観の原初的な発想が表現されていると考えられる。つまり、「職業ニ関スル理解ヲ得シメ」が職業観、「勤勞ヲ重ムズル習性」が勤労観に通じ、職業と勤勞を並び称するという視点である。この一文で最も重要な部分は、次の「教育ノ本旨ヲ達成スルニ至ル」である。児童生徒の個性を尊重し、職業指導を進め職業や勤勞についての理解を深めることそのものが教育の本旨を達成するとの原理である。時

特集：フリーター・ニートへの支援と対策

代背景から考察すると、わが国は、第二次産業革命や第一次世界大戦特需による重工業を中心とした産業の発展により第一次産業から第二次産業への移行の中で雇用労働の急激な拡大を果たした時期である。ところが、世界大戦後の軍縮や関東大震災による経済への打撃などにより、一転して倒産や事業縮小による失業が激増するのである。事業所は「高給を要する大人を使用するよりも小額にて使用し得る小供（ママ）を雇う方法に変更する」⁽³⁾傾向となり、年少者の児童保護にかかわる労働問題が社会問題化する。こうした時代背景の中で、学校教育には児童生徒の個性尊重と職業指導が求められたのである。「教育の本旨」を達成するとして導入された職業指導であるが、その後、戦時体制に組み込まれ、「教育の本旨」は歪曲され国策の中における労働力配分に利用されていくことは周知の事実である。

三 学校教育の進路指導と企業の人材育成

戦後、高度経済成長期の下、職業指導は就職指導や職業斡旋に重点を置くかのような誤解を与えたとのことで、進路指導に名前を変える。公には一九五七年の中央教育審議会答申「科学技術の振興方策について」にて初めて進路指導の用語が使用された。右肩上がりの経済や高等学校の進学率の上昇の中で「良い学校、良い会社、良い人生」を基調とした偏差値による進路指導が主流となった。一方では、訓令二〇号の精神を汲んだ本来の進路指導への回帰も文部省や進路指導研究団体及び研究者によって主張されたが、その声はかき消されていったのである。本来の進路指導が求めた学校教育における職業観や勤労観をもとにした主体的進路選択能力の育成は、

入社後、一から人材育成にとりかかる企業にとっては無用であったことも確かである。極端な言い方をすれば、年功序列、終身雇用という日本型の雇用システム中で進行した企業主体の進路指導が、中等教育における偏差値を選択基準とする進路指導とバランスを保って共生していたのである。ところが、バブルの崩壊や企業に国際的な競争力が求められる中、企業主体の護送船団方式の人材育成が破綻をきたすのである。学校教育が児童生徒の主体的な選択能力の育成を看過する一方、社会情勢の変化は容赦なく生徒や学生に降りかかった。つまり、旧パージョンの教育を受けた卒業者が変化した社会に投げ出されたのである。社会で立ちすくんでしまっている若者と同様に主体的に生きる力を育成されてこなかった親が顔を見合わせる中で、パラサイト・シングル、フリーター、ニートなどの存在がクローズアップされてきたと筆者は捉えている。

四 フリーター及びニートの現状と若年者就業対策及びキャリア教育施策

フリーターの数値が公に示されたのは二〇〇〇年六月の『平成一二年版労働白書』（労働省）によってである。ここでは、フリーターを一五歳から三四歳までの主婦や学生を除き、就業形態が「アルバイト」又は「パート」あるいは、無業でも仕事を希望するものと定義し、その数が、一九九七年時点で一五一万人に達するとした。また、この変化を「一九八二年と比べると全体では三倍に、年齢別にみると特に二〇〜二四歳が三・三倍になつて」⁽⁴⁾いるとし、フリーター現象が若年者層で急増していることを示した。更に衝撃を与えたのは二〇〇三年五月に出された『平成一五年度版国民生活白書』（内閣

府)であり、労働白書の定義に派遣社員も加え、二〇〇一年においてその数が四一七万人⁽⁵⁾に達するとした。この数値から「学生、正社員以外の主婦を除いた若年人口の五人に一人(二一・二%)がフリーターになっている」⁽⁶⁾とし、大きな話題となった。ここでは相対的に企業側の要因が大きいたったものの、「新卒フリーターとならないよう、高校や大学の教育内容を見直したり、学業と就業を並行して行ったりする」と主に学校教育に対しては後期中等教育及び高等教育への期待を示した。

しかし、同年の翌月には文部科学、厚生労働、経済産業及び経済財政政策担当の四大臣により「若者自立・挑戦プラン」がだされ、若年者の就業問題を国家的課題と位置づけ、教育、雇用、産業政策の連携を強化しながら官民一体となった総合的な人材対策を講じることになった。

さらに、二〇〇四年に出された『二〇〇四年版労働経済白書』(厚生労働省)では、フリーターとは異なった層としてニートの存在を指摘した。ニートとはNEETと書き、Not in Education, Employment or Training(通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人々)の各単語の頭文字を並べたものとされた。同白書ではニートの存在が五二万人と発表した。その後二〇〇五年三月、内閣府の「青少年の就労に関する研究会」がニートを八五万人と上方修正した。フリーターはたとえパートやアルバイトにせよ就業意欲がある一方、ニートはそうした意志を示さない点及び、不登校、ひきこもりの延長線上にある場合も多いとの指摘もあり、フリーターとは質的に異なった対応が求められる。

二〇〇四年度より「若者自立・挑戦プラン」に基づく各種の取り組みを文部科学省、厚生労働省、経済産業省、内閣府

が行うことになった。取組みは大きく二種類に分けられる。一つは、現存するフリーターやニート対策として若年者の就業支援や人材育成の視点が中心の施策であり、もう一つは、勤労観・職業観を身に付け主体的に進路を選択する能力や態度を育てることで今後のフリーターやニートの増加を抑止する施策である。文部科学省による学校教育におけるキャリア教育は主に後者の役割を担っている。小・中・高等学校に在籍する全ての児童生徒に関わる具体策とし、勤労観・職業観の醸成を図るため学校の教育活動全体を通じ、子どもの発達段階を踏まえた組織的・系統的な「新キャリア教育プラン推進事業」も文部科学省の方策として推進されたのである。

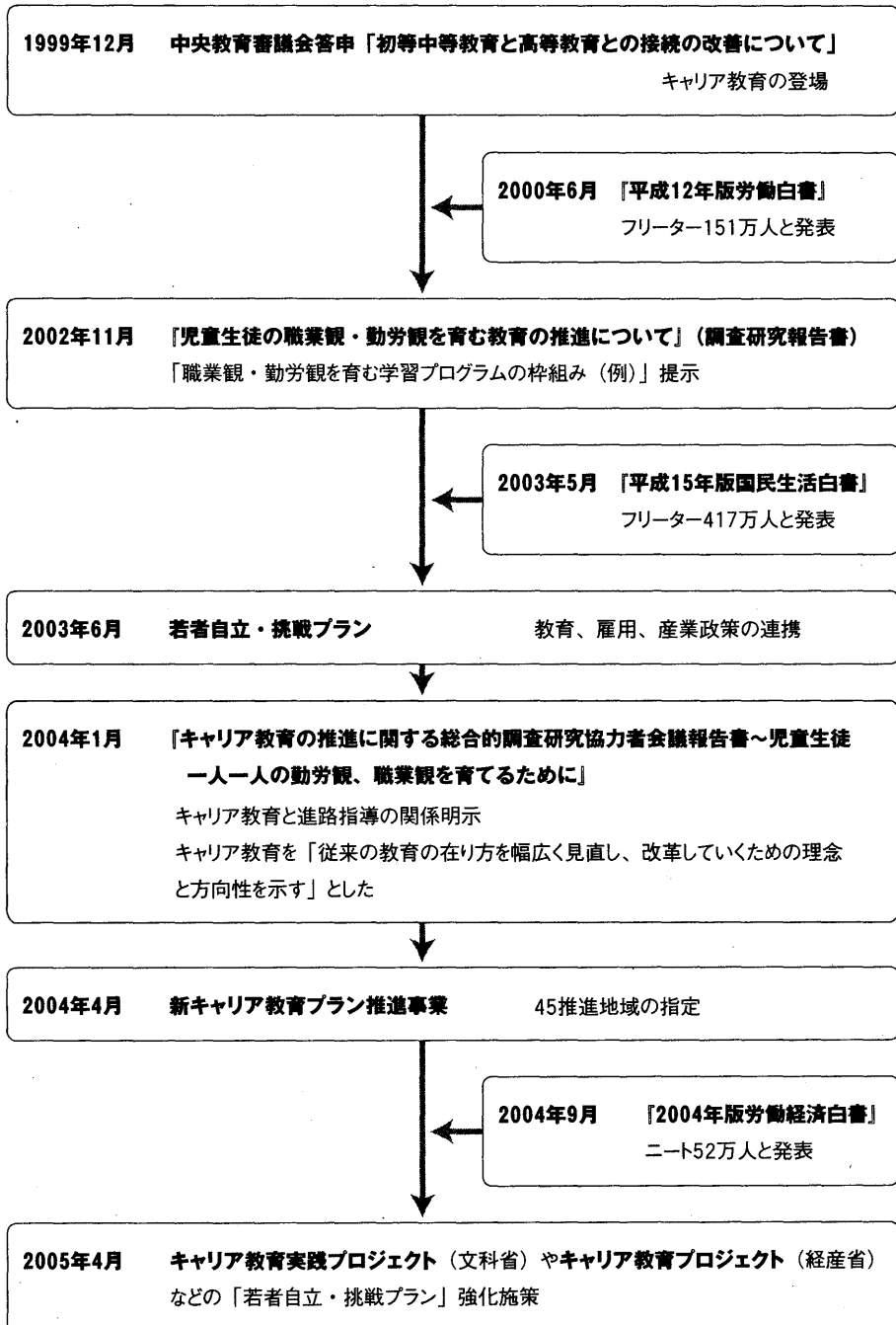
二〇〇五年度には経済産業省が「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」を立ち上げ、初等中等教育段階で、地域のNPO・企業などによる職業観の醸成を図るキャリア教育の基盤づくりを行うなど文部科学省と連携した事業に着手し、長期的な視野に立ったキャリア教育に取り組むことになった。一方、文部科学省も同年度からキャリア教育実践プロジェクトとして五日以上の職場体験を実施する「キャリア・スタート・ウィーク」などをキャリア教育強化策として盛り込み、さらに一歩前進したキャリア教育対策を講じることになった。これまでのキャリア教育に関する諸施策と若年者の就業意識の問題を図表1にまとめた。

五 キャリア教育と学習プログラムの枠組み(例)

一九九九年に登場したキャリア教育であるが、当初その具体的方策は示されなかった。二〇〇二年、国立教育政策研究所生徒指導研究センター「児童生徒の職業観・勤労観を育む

特集：フリーター・ニートへの支援と対策

図表1 キャリア教育の導入とフリーター、ニートに係る報告



学習プログラムの推進について(「研究報告書」)にて、「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み(例)―職業的(進路)発達にかかわる諸能力の育成の視点から―」(以下「学習プログラムの枠組み(例)」とする)が示された。本プログラムは、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の四能力領域と八つの能力を育成する諸項目を発達段階に応じて例示している。例示とはいえ小・中・高等学校における職業観や勤労観の育成をもとに主体的な選択能力の育成を小学校段階から始めるキャリア教育実践の拠り所となる重要なプログラム例であることには相違ない。「学習プログラムの枠組み(例)」をキャリア教育の推進方策として位置づけたのは二〇〇四年の文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために(以下「調査研究報告書」とする)である。更に同報告書は、キャリア教育を「従来の教育の在り方を幅広く見直し、改革していくための理念と方向性を示す」⁽⁹⁾とし、キャリア教育が単なるフリーターやニート対策ではなく、教育の在り方を見直すものであるとの立場を明確にしている。ここに筆者は、「職業指導が教育の本旨を達成する」と共通の理念を認める。

六 職業観と勤労観の解釈とキャリア教育の意義

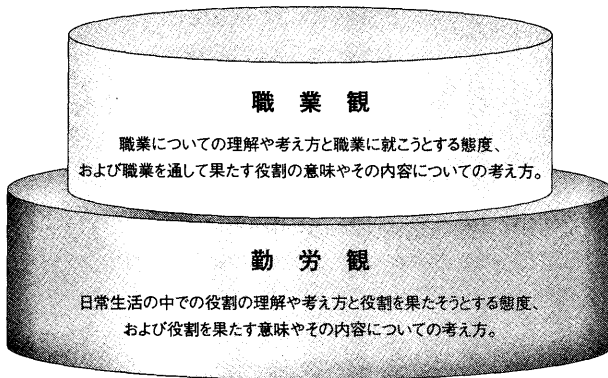
学校教育への職業指導の導入時に既に対置された職業観、勤労観の解釈を検討することは、キャリア教育の意義を検討することになる。「調査研究報告書」に示された職業観は、「職業観」は、人それぞれの職業に対する価値的な理解⁽¹⁰⁾とし、一九九二年、文部省「中学校・高等学校進路指導資料第1分

冊」に示された職業観をそのまま引用している。一方、勤労観については「勤労に対する価値的な理解・認識である。職業としての仕事や勤めだけでなく、ボランティア活動、家事や手伝い、そのほかの役割遂行などを含む、働くことそのものに対する個人の見方や考え方、価値観であり、個人が働くこととどのように向き合って生きていくかという姿勢や構えを規定する基準となつている」としている。しかし、一九九二年の職業観の定義は、勤労観と対置して行われたものではなく、「調査研究報告書」の勤労観の定義は、既存の職業観の定義に勤労観の定義を後から付加したため、その関係性を対比的に捉えることは難しい。

ここで筆者はキャリア教育の意義を明らかにするため、職業観、勤労観の関係性を図表2に示したように捉える。職業観と勤労観を二層構造と捉え、勤労観を基盤に職業観が形成されると考えるのである。ここでは勤労観を、「日常生活の中での役割の理解や考え方と役割を果たそうとする態度、および役割を果たす意味やその内容についての考え方」と定義する。勤労観は日常生活における役割遂行への認識と態度、遂行後形成された役割への意味づけとしての価値観とするのである。職業観は、そうした勤労観の基盤に立った上での職業に関わる勤労観と同様なプロセスを経て育成される価値観とする。この考えは、キャリア教育が若年者の職業意識の改善に偏向し職業体験や職業理解に傾注することを抑止する。日常生活の役割遂行への価値観形成が基盤となり職業観が形成されるとの考えは、特に初期のキャリア教育、小学校教育におけるキャリア教育の実践を容易にする。先にあげた四能力領域と八つの能力をこうした役割遂行の過程で育成することが具体的実践として想定されるからである。フリーターやニ

特集：フリーター・ニートへの支援と対策

図表2 勤労観と職業観の構造



ートで語られる若年者の就業意識の問題は、基盤に勤労観、訓令第二〇号の表現を借りれば「勤労ヲ重ムズル習性」が育成されていることが前提なのである。「教育の本旨を達成する」や「従来の教育の在り方を幅広く見直し、改革していくための理念と方向性を示す」はこのことを示し、それは小学校教育におけるキャリア教育なくして中学校、高等学校のキャリア教育は成立し得ないのである¹⁰⁾。

進路指導からキャリア教育への移行期を迎えた学校教育に

とつても、若年者の就業意識の改善は眼前の大きな課題である。しかし、その改善方策の基盤は何かを十分検討することなしにキャリア教育実践に着手することは、結果的にキャリア教育を砂上の楼閣に帰すことになりかねない。現象面に目を奪われることなく学校教育の本旨に依拠した上で進路指導からキャリア教育への移行を果たす必要がある。

- (1) 注
 文部科学省、「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために」二〇〇四年。
- (2) 文部省構内実業補習教育研究会「児童生徒の個性尊重及び職業指導」一九二七年。
- (3) 大阪地方職業紹介事務局「自大正十二年至昭和八年大阪地方職業紹介事務局沿革概要」一九三四年。
- (4) 労働省「平成一二年版労働白書」二〇〇〇年。
- (5) 内閣府の調査は、労働省の調査と異なり派遣社員をフリーターに含めるため数値が二〇〇万ほど上乗せされている。
- (6) 内閣府「平成一五年版国民生活白書」二〇〇三年。
- (7) 文部科学省、前掲書。
- (8) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について（調査研究報告書）」二〇〇二年。
- (9) 三村隆男編著「図解はじめる小学校キャリア教育」（実業之日本社、二〇〇四年）、三村隆男共編「キャリア教育が小学校を変える！―静岡県沼津市立原東小学校の実践―」（実業之日本社、二〇〇五年）はこうした思いで著した。